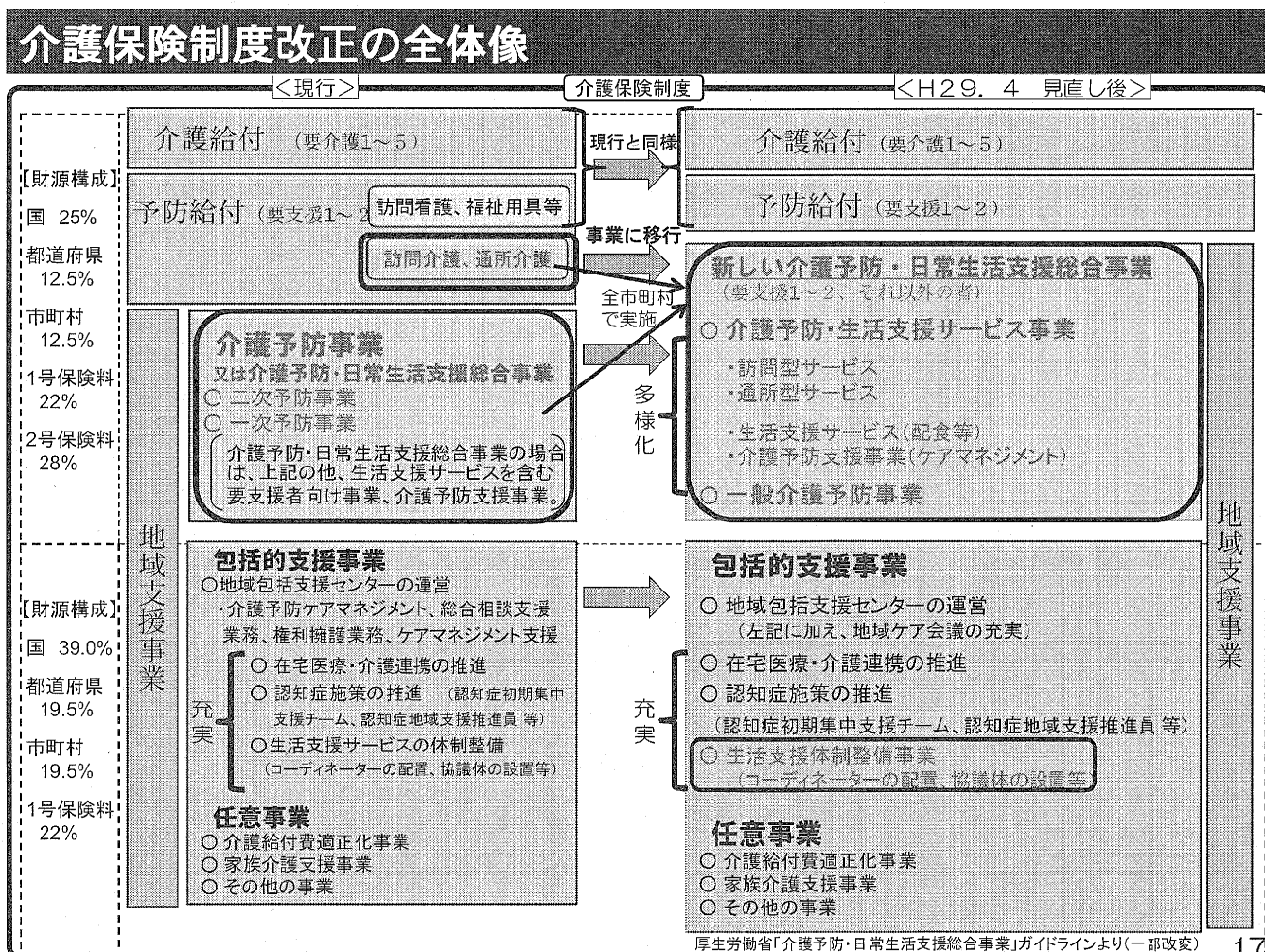


2 総合事業の概要

(1) 介護保険制度改正の全体像と総合事業

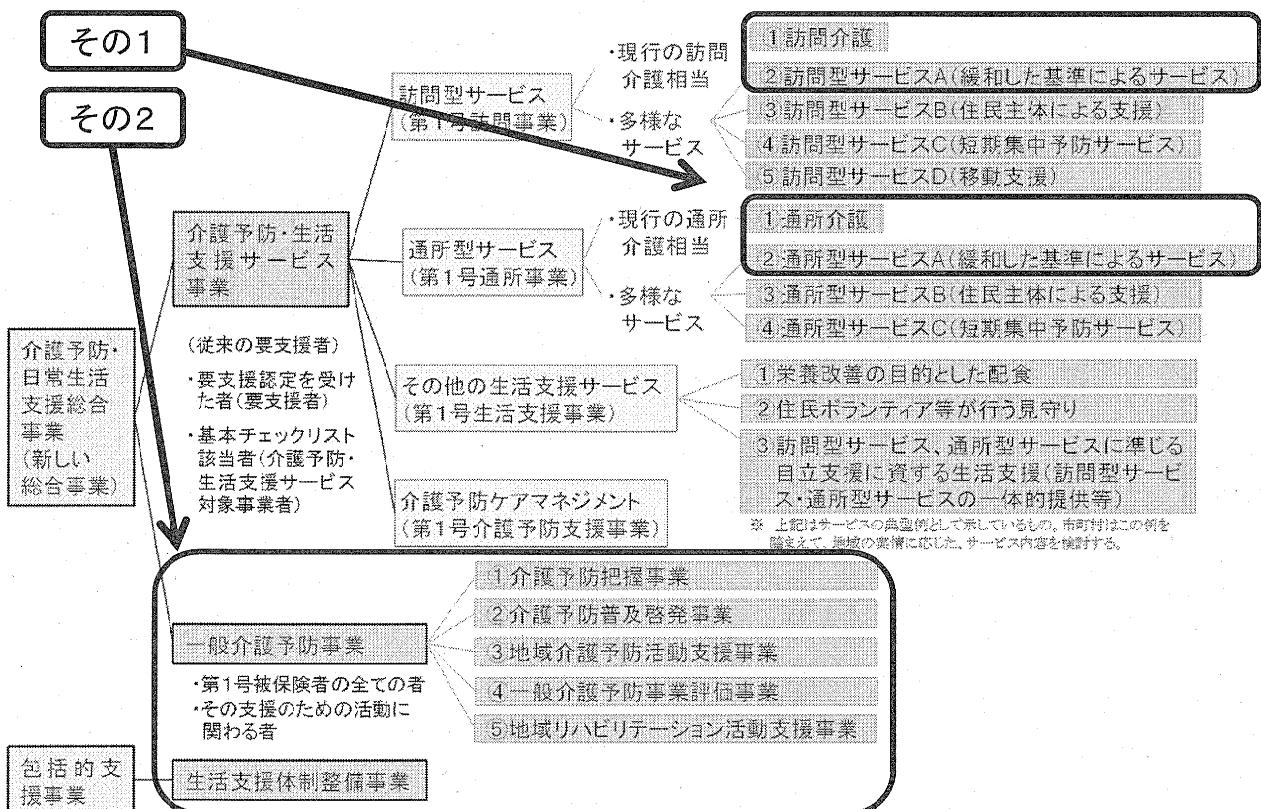


総合事業が始まると、以下の2点が変わり始めます。

<p>その1 サービスの 多様化</p>	<p>○介護予防・生活支援サービス事業の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援のデイサービス、ヘルパー、今までは介護保険法（全国一律）で内容が決まっていた。 ・総合事業として、市町村独自で基準等を定めることで、多様なサービス提供が可能となり、岡山市でも新たなサービスを開始。
<p>その2 地域づくりによる 介護予防 支え合いの 地域づくり</p>	<p>○一般介護予防事業、生活支援体制整備事業の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村独自で実施していた介護予防事業（介護予防教室等）を充実しながら、地域の支え合い活動を促し、高齢者が生活支援の担い手として、社会参加、社会的役割を持つことにより、生きがいや介護予防につながるような仕組みづくりを促進。

18

(参考) 国の示す介護予防・日常生活支援総合



①介護サービス利用者の方については、

○要介護1～5の介護給付利用者は、今までどおり介護サービスを使っ
ていただけます。

○要支援1，2の予防給付利用者は、基本的に認定手続きや、現在利用
しているサービスは変わりませんが、市独自基準の訪問・通所サービス
の創設により、サービスの選択肢が増えることとなります。（スライド
23参照）

○要支援1，2の予防給付利用者の中でも、訪問又は通所のみ利用
者は、要支援認定の手続きを簡素化できることもメリットとして挙げられ
ます。

※要支援認定の手続きの簡素化とは、スライド36にある基本チェック
リストを実施し、事業対象者の基準に当てはまる方については、訪問又
は通所のサービスが利用できるようになるものです。

2 総合事業の概要

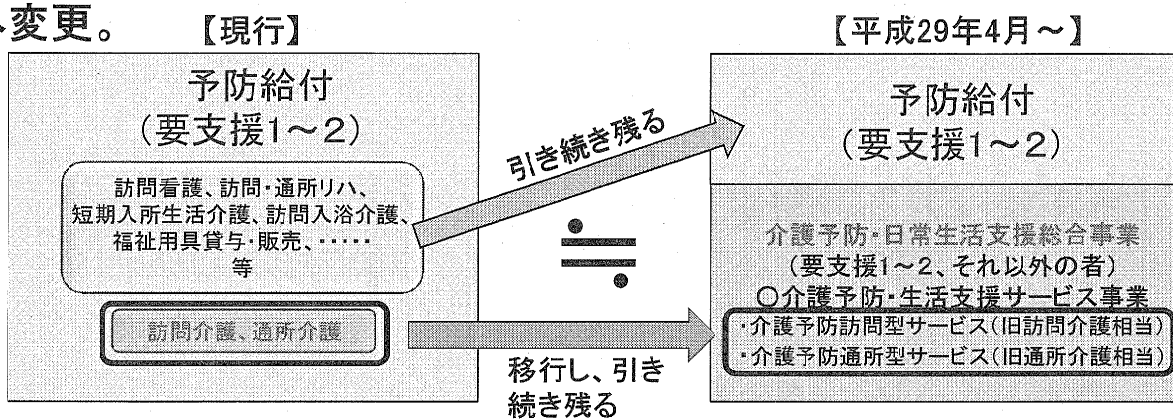
(1) 岡山市の総合事業の構成

「サービスの多様化」とは ①

①要介護1～5の方の介護給付のサービスは今までどおり



②要支援1、2の方の予防給付のサービスは、今までどおり残るものもあるが訪問介護、通所介護部分は、総合事業の訪問・通所サービスへ変更。

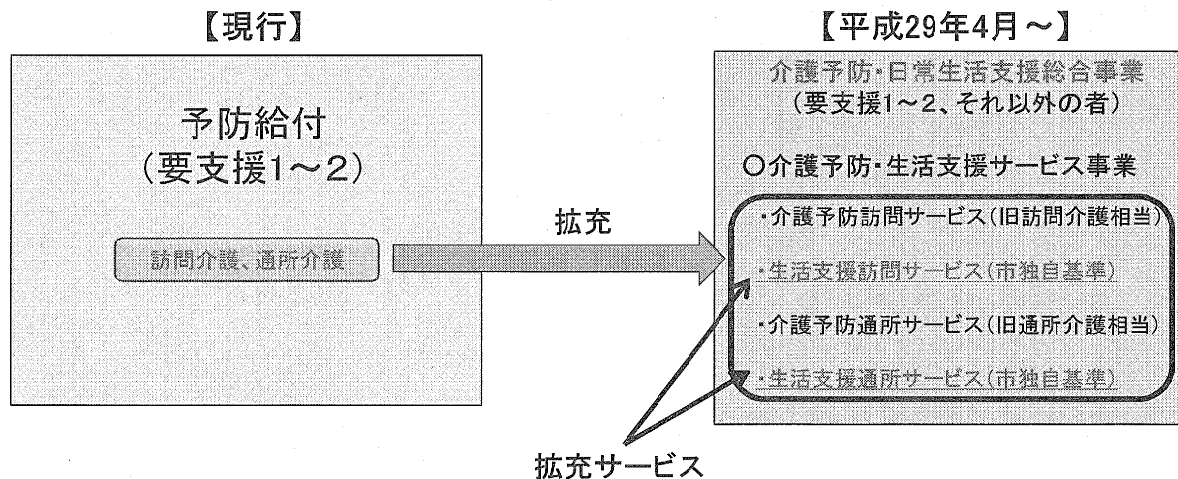


22

「サービスの多様化」とは ②

③ ②に加えて、岡山市では予防給付の訪問介護、通所介護の提供者資格等の基準を緩和した、市独自基準の「生活支援訪問サービス」と「生活支援通所サービス」を実施。

※結果、サービスが2種類から4種類へ拡充



23

訪問型サービス・通所型サービスの内容

○従来どおりのサービスを残しつつ、訪問型サービス、通所型サービスとも新たに創設されるサービスをつくることにより、サービスの多様化が図られ、また介護人材のすそ野が広がることになる。

	サービス種類	内 容	自己負担額
訪問型サービス	① 介護予防訪問サービス (従来どおりのサービス)	現在の介護予防サービスと同等のサービス： 入浴、排泄、食事の介助(身体介護)、その他の生活全般にわたる支援(生活援助)の提供	従来の料金を予定
	② 生活支援訪問サービス (新設するサービス)	入浴、排泄、食事の介助などの身体介護は行わず、掃除、買物等の生活援助に限定したサービス	①より低料金を予定
通所型サービス	③ 介護予防通所サービス (従来どおりのサービス)	現在の介護予防サービスと同等のサービス： 入浴、運動、レクリエーションなどの1日タイプのサービスや機能訓練等の専門性の高いサービス	従来の料金を予定
	④ 生活支援通所サービス (新設するサービス)	運動プログラムを中心とした2～3時間程度の短時間サービス	③より低料金を予定

24

訪問型サービスの概要

類型	介護予防訪問サービス(従来どおり)	生活支援訪問サービス(市独自基準)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員による入浴・排せつ・食事等の介助である身体介護+掃除・洗濯等の生活援助 現行の予防サービスと同様に、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計10号)」の範囲内で実施 ※身体介護が必要な人は介護予防訪問サービスを利用 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援訪問介護員(人員・設備・運営等の基準参照)による掃除・洗濯等の生活援助 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計10号)」のうち、生活援助の範囲内で実施 ※「老計10号」の自立生活支援のための見守りの援助はこれまでと同様、身体介護として介護予防訪問サービスで実施
指定・委託の区分	事業者指定(H29年度はみなし指定有)	事業者指定(H29. 4. 1から実施する場合は、H28年度中に要申請)
サービス対象者	要支援1、2及び事業対象者	要支援1、2及び事業対象者
サービス提供頻度	<ul style="list-style-type: none"> 週1回 1,168単位 週2回 2,335単位 週3回以上(要支援2に限る) 3,704単位 ・利用者の状態像により利用時間は異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 週1回 856単位 週2回 1,711単位 週3回以上(要支援2に限る) 2,706単位 ・利用者の状態像により利用時間は異なる(1回あたり1時間程度を想定)
利用者負担額	1割又は2割(負担割合証発行)	1割又は2割(負担割合証発行)

25

通所型サービスの概要

類型	介護予防通所サービス(従来どおり)	生活支援通所サービス(市独自基準)
サービス内容	入浴・運動・レクリエーションなどの1日タイプのサービスや専門性の高い機能訓練等のサービス	運動プログラムを中心とした2～3時間程度の短時間サービス
指定・委託の区分	事業者指定(H29年度はみなし指定有)	事業者指定(H29年度から実施する場合は、H28年度中に要申請)
サービス対象者	要支援1、2及び事業対象者	要支援1、2及び事業対象者
通所型サービス費	要支援1、事業対象者 1,647単位 要支援2 3,377単位 ※利用者の状態像により利用時間、サービス提供頻度(週1～2回)は異なる	週1回程度(要支援1、2、事業対象者)732単位 週2回程度(要支援2に限る) 1,497単位
利用者負担額	1割又は2割(負担割合証発行)	1割又は2割(負担割合証発行)

26

2 総合事業の概要

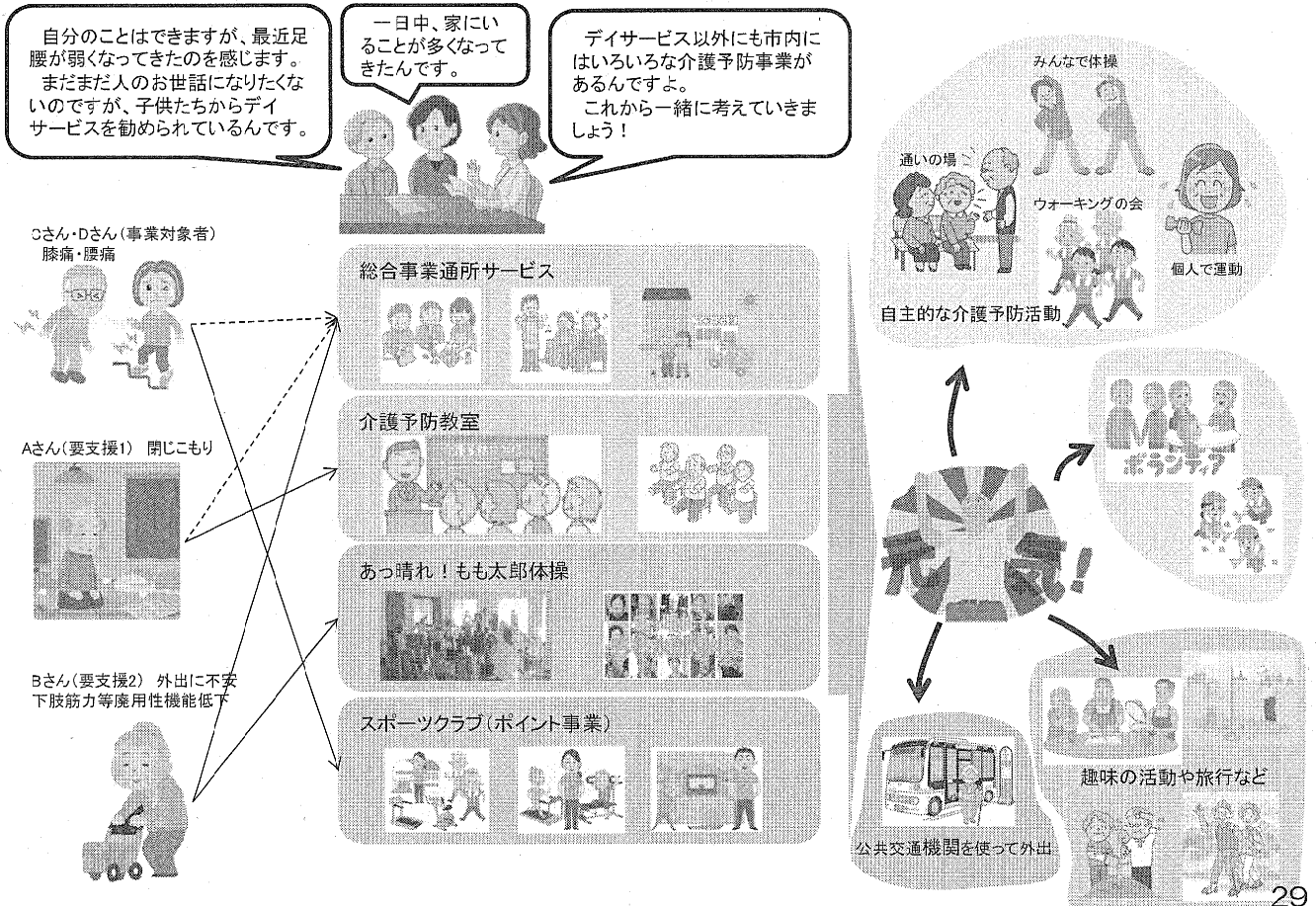
(2) 岡山市の総合事業の構成

27

一般介護予防事業等の一覧

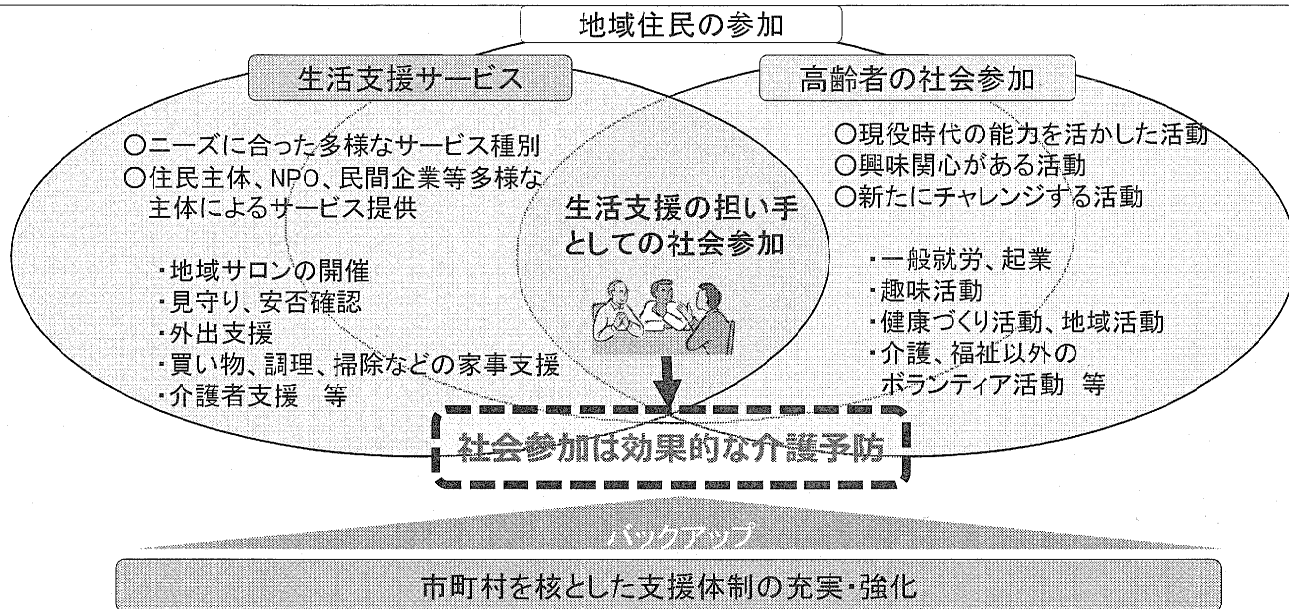
種別	事業名	対象者	概要	問い合わせ先
通いの場をつくります	毎週毎月介護予防教室	おおむね65歳以上の高齢者等	全ての中学校区で介護予防教室を展開。各種プログラムの他グループワークも行い、地域での介護予防活動の実施に向けて支援している。	岡山市ふれあい介護予防センター
	あっ晴れ！もも太郎体操普及・啓発	おおむね65歳以上の高齢者等	・地域のサロン・町内会等で「あっ晴れ！もも太郎体操」を紹介し、普及啓発を図る。 ・地域住民が自主的に介護予防に取り組む団体に、体操のDVDを提供する等、その活動を支援する。	岡山市ふれあい介護予防センター
	ふれあいいきいきサロン	高齢者・子育て親子など	歩いて行ける地域の居場所として、活動の主体は地域住民。定期的な活動により、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる。	岡山市社会福祉協議会
	老人クラブ	60歳以上の方	明るい長寿社会をつくるため、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っている自主的な組織です。	岡山市老人クラブ連合会
サポート担い手・支え手になることを応援します	あっ晴れ！もも太郎体操サポーター等人材育成事業	市民	地域で介護予防活動を行っている市民や行おうと考えている市民に渡し、介護予防の考え方や地域づくりの情報、そして自主活動の実践方法等地域での介護予防活動を広げられる人材を育成・支援する。	岡山市ふれあい介護予防センター
	生活・介護サポーター養成講座	市民	高齢者への関わり方や認知症、権利擁護などについて、20時間程度の講義や実習を行い、地域で生活や介護に関する助け合い活動をする「担い手」を養成する。	岡山市ふれあい公社
	認知症サポーター養成講座	市民	地域や職場・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーターとして何ができるかなどについて学ぶ、原則90分の講座。	岡山市地域ケア総合推進センター 岡山市高齢者福祉課
	生涯現役社会づくり事業	60歳以上の方(要登録)	意欲あるシニアが、これまで培った知識や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられるよう、「生涯現役応援センター」を設置し、シニアへ地域でのボランティア活動等の紹介をします。	生涯現役応援センター
	介護予防ポイント事業	・要介護認定者だったが、現在認定を受けていないか、取り消された方 ・生活介護サポーター養成講座受講者	高齢者が行った介護予防への取り組みや地域の介護予防事業等のサポートの実績に応じ介護予防ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該ポイントを換金した介護予防交付金を交付する。	岡山市社会福祉協議会
通いの場に天れな	健康相談事業	市民	・電話、面接による介護予防に関する相談	岡山市保健所・保健センター
	アドバイス訪問事業	65歳以上の高齢者	・包括地区担当者及び介護予防センター職員が必要と判断した場合に、専門職よりアドバイスを行う。 ・要支援者、事業対象者も対象に実施。	岡山市地域包括支援センター 岡山市ふれあい介護予防センター

継続した介護予防活動のための多様なサービスの活用



生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

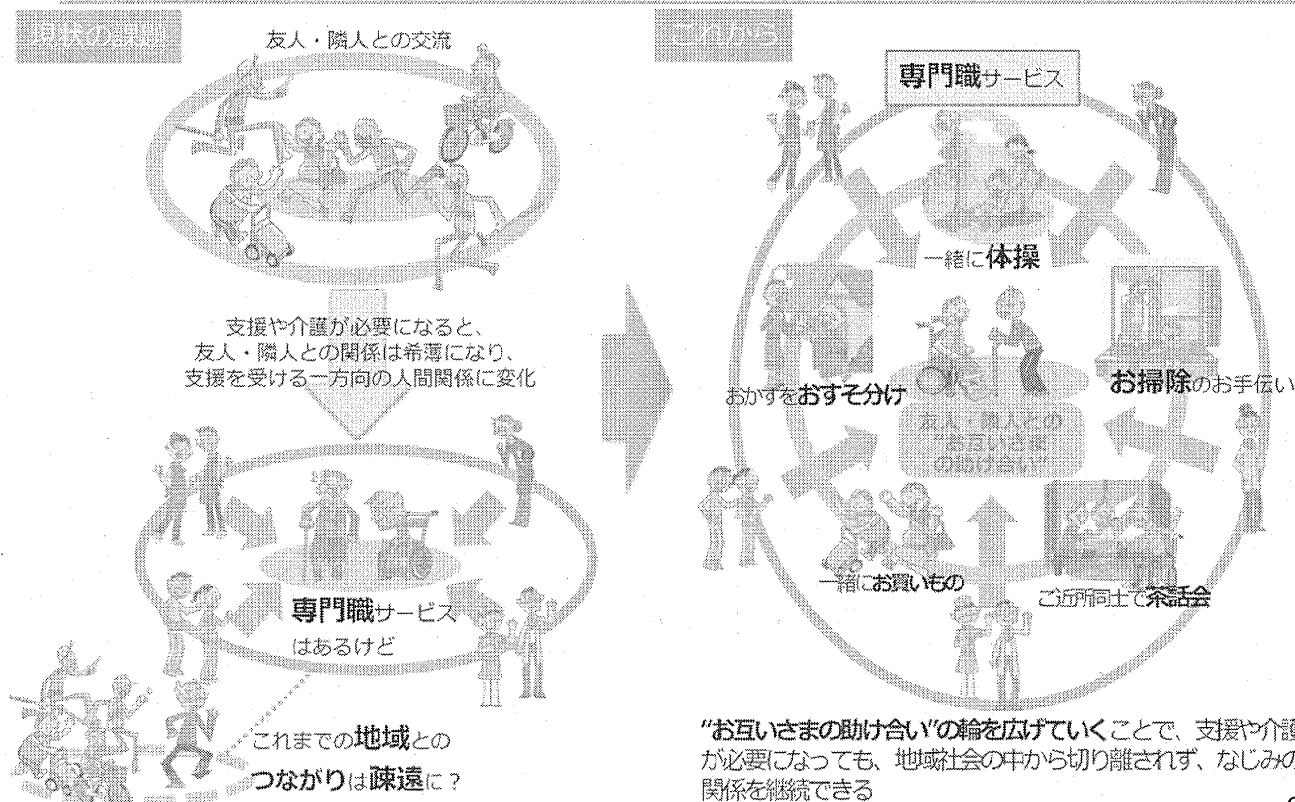
- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
 - 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
 - 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
- 具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドラインより(一部改変)

目指す地域のイメージ

地域生活は専門職だけでは支えられない —ご近所からボランティア、専門職までみんなで支える



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「新しい総合事業における移行戦略のポイント解説」

生活支援体制整備事業

(国の地域支援事業実施要綱)

市町村とNPO、民間企業、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体とが連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に図っていく。

(総合事業ガイドライン)

多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築。

これを進めるにあたり、「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう取組みを進める。

※現在までに取り組んでいること

○「支え合い推進員」

「岡山市支え合い推進員」を岡山市社会福祉協議会に配置し、地域資源調査の実施。

生活支援活動の取組みが進んでいる地域へこの事業の働きかけを実施。

○「協議体」

「岡山市支え合い推進会議」を開催し、地域における支え合い活動の必要性を共有、協力体制の確認。

(第1回：平成27年11月、第2回：平成28年8月)

※今後の方向性

○地域で働きかけを行いながらより詳細な現状把握と地域資源の見える化

○地域での支え合い活動の重要性について理解を醸成、地域ごとの活動を踏まえた支え合い推進員や支え合い推進会議の役割を検討

○支え合い活動の推進にあたっては、地域住民、地域の各種団体に加え、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民間事業者とも連携しながら実施

3 利用申請

(1) 総合事業の対象者

総合事業の対象者

1 介護予防・生活支援サービス事業（主に訪問型・通所型サービス）の対象者

- ① 岡山市に住所のある岡山市介護保険被保険者で、「要支援1・2の認定者」及び「事業対象者」
- ② 岡山市に住所のある他都市の介護保険住所地特例者
 要介護（要支援）認定だけでなく、基本チェックリスト等により事業対象者と確認されることでもサービスの利用が可能になります。⇒ 利用するための資格が追加になりました。

要支援1 要支援2	要介護等認定に係る新規・区分変更・更新申請の結果、 要支援認定を受けた方
事業対象者	基本チェックリストに該当し、事業対象者候補と判断され 介護予防ケアマネジメント届出書を提出した方 ※40歳から64歳までの2号被保険者の方は「事業対象者」となることはできません。

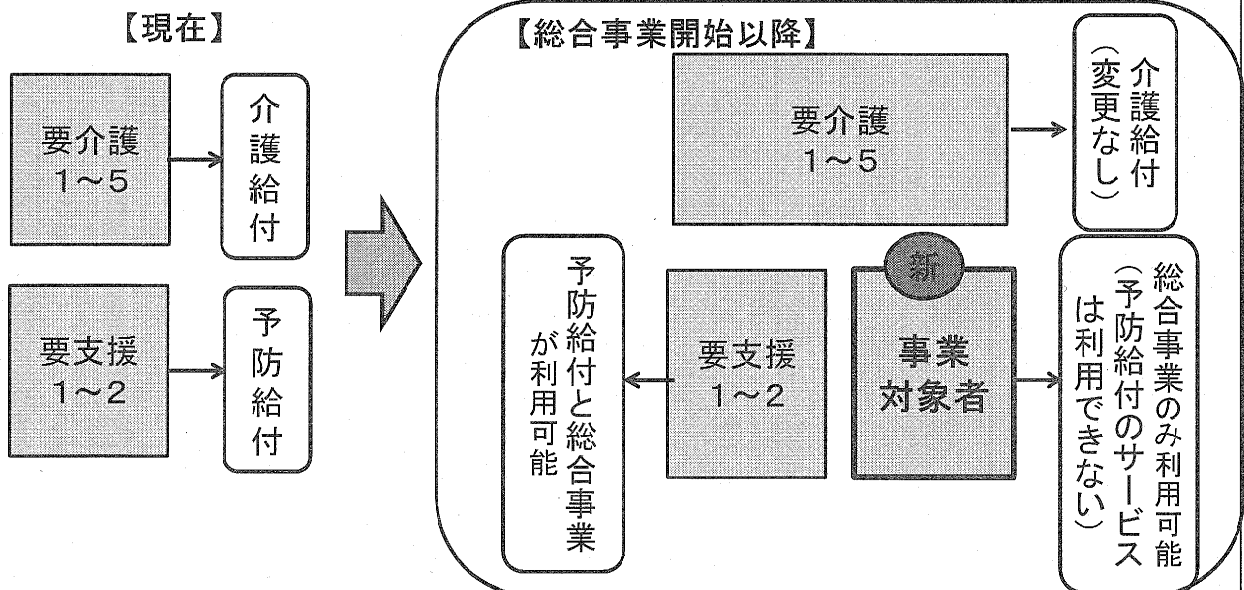
⇒ 事業対象者(スライド35)参照
 ⇒ 基本チェックリスト(スライド36)参照

2 一般介護予防事業の対象者

スライド35に示した「一般介護予防事業」は、65歳以上の岡山市に住所がある岡山市介護保険被保険者及び他都市の介護保険住所地特例者、並びにその支援のための活動に関わる者が対象となります。

事業対象者

●介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合には、要支援認定によるほか地域包括支援センター、福祉事務所、支所で利用者が対面により「基本チェックリスト」の判定を受け、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメント契約した後に「事業対象者」となることでも、サービスの利用が可能になります。



※居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターより介護予防ケアマネジメントの委託を受けている場合は、その利用者の基本チェックリストは受託居宅介護支援事業所が実施。

基本チェックリストにおける事業対象者に該当する基準

○下表右欄の基準に該当し介護予防ケアマネジメント契約後、介護予防ケアマネジメント届出書を提出すれば「事業対象者」となる。

No.	質問項目	回答:いずれかに○をお付けください		事業対象者に該当する基準		
暮らしの①	1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	運動機能の低下 3項目以上に該当	
	2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
運動器関係	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	運動機能の低下 3項目以上に該当	
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
	8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
	9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
栄養・口腔機能等 の関係	11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	複数の項目に支障 10項目以上に該当	
	12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				低栄養状態 2項目に該当
	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		口腔機能の低下 2項目以上に該当
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
	15	口の湯気が気になりますか	1. はい	0. いいえ		
暮らしの②	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	閉じこもり No. 16に該当	
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	認知機能の低下 1項目以上に該当	
	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	1. はい	0. いいえ		
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
生活	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	うつ病の可能性 2項目以上に該当	
	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
	23	(ここ2週間) 以前は薬にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ			

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

36

基本チェックリスト実施の際の注意点

◆はじめての相談(新規)の場合

- ・基本チェックリストは、以下の窓口で実施します。
- ・居宅介護支援事業所へはじめて相談に来られた方で、基本チェックリストを実施する場合は、以下の窓口をご案内ください。
 - ・ 福祉事務所
 - ・ 支所
 - ・ 地域包括支援センター

◆更新申請時の場合

- ・要支援認定者の更新申請時には、担当のケアマネジャーが、利用者と相談の上、基本チェックリストを実施するかを決めてください。
- ・基本チェックリストの記入は、原則本人です。
- ・家族等代理の方が記入した場合は、記載内容については後日、地域包括支援センターが本人に確認します。

37

「事業対象者」のサービス利用について

サービスを利用するためには、基本チェックリストの基準に該当した後、地域包括支援センターとの介護予防ケアマネジメント契約、岡山市への必要書類の提出などの手続きが必要です。

【必要な書類】

- ・岡山市総合事業利用に係る介護予防ケアマネジメント依頼届出書
- ・実施した基本チェックリスト
- ・介護保険被保険者証

○支給限度額

要介護状態区分	支給限度額	利用可能サービス
事業対象者	5,003単位（※）	総合事業サービスのみ
要支援1	5,003単位（従来どおり）	・予防給付のみ ・予防給付+総合事業サービス ・総合事業サービスのみ
要支援2	10,473単位（従来どおり）	
要介護	要介護度による（従来どおり）	介護給付のみ

●要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で給付と総合事業を一体的に給付管理します。
（※）必要なサービスが5,003単位を超えると見込まれる場合は、要支援認定を申請してください。

○有効期間の設定

事業対象者について、一律2年間の有効期間を設定します。（終期の考え方は要介護認定と同じ）

○利用者負担

- ① 介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じとします。
- ② 給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等を実施します。
- ③ 保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時にとられる給付制限と同様の措置については、介護保険法に規定がなく当面、適用しません。

38

3 利用申請

（2）総合事業への移行時期